

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第25号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成9年野田市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第8号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加え、同号ウ中「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

第30条の2第1項第1号中「第10条」を「第10条第1項又は第10条の2」に改め、「第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加え、同項第2号中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条に規定する女性相談支援センター」に改め、同項第3号中「売春防止法第36条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する女性自立支援施設」に改める。

(野田市養育者支援手当条例施行規則の一部改正)

第2条 野田市養育者支援手当条例施行規則(平成15年野田市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。  
(野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則の一部改正)

第3条 野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則(平成17年野田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に

規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条に規定する女性相談支援センター」に改め、同号イ中「売春防止法第３６条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第１２条第１項に規定する女性自立支援施設」に改める。

（野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則の一部改正）

第４条 野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則（平成１７年野田市規則第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号イ(ア)中「第１０条」を「第１０条第１項又は第１０条の２」に改め、「第２８条の２において」の次に「これらの規定を」を加え、同号イ(イ)中「売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３４条第１項に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条に規定する女性相談支援センター」に改め、同号イ(ウ)中「売春防止法第３６条に規定する婦人保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第１２条第１項に規定する女性自立支援施設」に改める。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。